

平成30年度 【萩・石見～東京路線】 【首都圏サポーター限定】	萩・石見空港サポーター企業・団体限定!! 対象期間:2018年4月1日から2019年3月31日搭乗分 ◆サポーター企業未登録の企業様は、事前に登録申請が必要となります。
---------------------------------------	---

1 まず助成対象となる条件をウラ面(「ご搭乗案内」添付欄)で必ず確認してください。

2 申請する助成区分の【記入欄】に利用回数をご記入ください。

サポーター企業・団体限定 片道2回分の搭乗で サポーター2	【申請時に必要な書類】 ① 申請書 ② 助成申請する搭乗分の「ご搭乗案内」(ピンク色)	【助成内容】 5,000円助成/片道2回分	【記入欄】 片道 回
無償搭乗	無償搭乗については助成対象となる搭乗の「回数」に含めることができます。この場合、無償搭乗1回ごとに助成額を減額します。		無償搭乗数 片道 回

3 事業者名、今回の助成申請合計額についてご記入ください。

サポーター2 円

申請者	企業・団体名 島根県立江津工業高校同窓会：江工会関東支部	電話番号 080-2267-8737 (小笠原) 090-7019-4795 (勝田)	<small>記載内容の確認のため、連絡させていただくことがあります。 平日昼間に連絡の取れる電話番号をお願いします。</small>
	住所「サポーター2」は首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県)サポーター限定です。 〒189-0011 東京都東村山市恩多町2-14-3		
	フリガナ 代表者名 オガサワラ カズマサ 小笠原 万正	フリガナ 担当者名 カツタ トモハル 勝田 友治	

4 助成金振込先の口座情報をご記入ください。

振込先	金融機関名	支店名	種別 普通 当座 貯蓄 (○をお願いします)
	口座番号	口座名義	カタカナでご記入ください

5 署名欄に上記の内容を確認の上、申請者または搭乗者が署名をしてください。

本申請書に記載した内容は、事実と相違ありません。また、添付の搭乗券は助成対象となることを確認しました。
署名欄 (故意の虚偽記載が発覚した場合、今後の助成受付をお断りすることがあります。)

氏名 _____

6 裏面(「ご搭乗案内」添付欄)に添付書類を貼りつけてください。

申請期限 2019年4月15日(当日消印有効)

運賃助成事業の予算には限りがあります。予算金額に達した場合、その後の申請は受付できません。助成対象を満たした会社・団体様はお早めに申請をお願いします。

* この申請書にご記入いただいた個人情報は、助成金の支払い事務に使用するとともに、個人が特定されないかたちで今後の萩・石見空港利用促進事業のための資料として使用させていただきます。

申請先 問合せ	萩・石見空港利用拡大促進協議会事務局 〒698-0024 島根県益田市駅前町17番1号 益田駅前ビル EAGA3階	☎ 0856-23-0990 http://hagiwami.jp/
------------	--	---

対象期間限定

2018年4月1日から2019年3月31日搭乗分

申請期限

2019年4月15日(当日消印有効)

各助成区分を重複して申請することはできません。

助成対象者	助成区分の名称	助成金額	利用形態	申請に必要な資料	その他条件等	助成対象とならない運賃等
救・石見空港 サポーター企業 業・団体に登録している企業・団体	サポーター2	5,000円/ 片道2回分	片道2回分の 搭乗 (搭乗者氏名 が同一である 必要はありません)	【東京線】 ② 助成申請する搭乗分の「ご搭乗案内」(ピンク色)	「サポーター2」は首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県)サポーター限定です。	① 無償搭乗 ② 3歳未満の座席を確保しない搭乗 ③ スイッチによる特典航空券 ④ いっしょにマイル割(同行者を除く) ⑤ 救・石見空港利用拡大促進協議会の補助金や助成金を別途受ける旅行(旅行会社または救・石見空港利用拡大促進協議会にお問い合わせください。) ⑥ 公務による出張

【各助成区分共通事項】

- 【ご案内と注意】
- 往復利用が条件の場合、往復利用とみなす期間は、往路の発日から起算して90日間です。
 - 運賃助成事業の予算には限りがあります。予算金額に達した場合、その後の申請は受付できません。助成対象を満たした方はお早目に申請をお願いします。
 - 救・石見空港利用拡大促進協議会が実施する各種運賃助成の併用はできません。複数の助成対象に該当する場合は、申請者本人が申請する助成区分を選択してください。原則として、助成申請受付後に助成区分を変更することはできません。
 - 搭乗されたことが確認できる「ご搭乗案内」(搭乗口で発行されるピンク色の用紙)が必要です。「ご搭乗案内」を紛失された等やむを得ない場合は「搭乗券」、「保安検査証」、ANAウェブサイトから発行する「搭乗証明書」を添付して下さい。電子航空券(eチケット)の控えや領収書では助成の受け付けを行っていません。
 - ※空港で発行される「搭乗証明書」等運賃種別が確認できない「搭乗証明書」は、原則、助成金額の対象にはなりません。

- 【欠航時の取扱い】
- 片道利用が助成対象の条件となっている区分の場合は、救・石見空港便の欠航が決定した場合は代替交通機関(救・石見以外の空港を発着する便や他の公共交通機関)のご利用であっても助成対象となります。
 - 往復利用が助成対象の条件となっている区分の場合は、欠航とならなかった残りの片道分を救・石見空港発着便を利用すれば、往復利用とみなします。
 - 往復利用が助成対象の場合であっても助成対象とならず、往復ともに欠航が決定した場合は往復ともに代替交通機関の利用であっても助成対象となります。
 - 欠航が決定した便を含む申請時には下記の書類を併せて提出してください。
・救・石見空港を利用する予定であったことが分かるもの(eチケットお客席控えなど)
・代替交通機関を利用したことが分かるもの(他空港の搭乗券等(原本)または他の公共交通機関の乗車券(写し)を必ず提出して下さい。)
 - ※救・石見空港便の欠航が見込まれたが通常運航した場合は、代替交通機関のご利用では助成金対象にはなりません。

「ご搭乗案内」を添付してください

「ご搭乗案内」を添付してください